3　実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

表１に、必要な資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、「自己資金」には自ら保有する資金から出捐する金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による出資等の調達額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。本申請書の提出日後に実施予定返金措置の実施に必要な資金の額を調達する予定である場合、「備考」に調達予定時期を記載する。

4　その他

⑴　参考事項として、本申請書の提出時点で想定している令第３条に規定する「当該事実を証する資料」の標目を記載する（例えば、令第３条に規定する領収書や契約書を想定している場合は、それらを記載する。）。当該資料が複数ある場合は、全ての資料の標目を記載する。

特定の資料を組み合わせることにより初めて当該事実を証する資料に該当すると考える場合は、当該特定の資料の組合せが分かるように記載する（例えば、資料Ａ、資料Ｂ及び資料Ｃのうち当該事実を証する資料に該当する組合せが資料Ａ及び資料Ｂ、資料Ａ及び資料Ｃであると考える場合、当該組合せを明記する。）。

⑵　また、参考事項として、実施予定返金措置の対象となる者に依頼する申出の方法を記載する。当該申出の方法が複数ある場合は、全ての方法を記載する。

⑶　認定申請前の返金措置がある場合は、「別紙のとおり認定申請前の返金措置を実施した。」旨を記載し、当該認定申請前の返金措置に関する事項を別紙に記載する。別紙の記載要領は６のとおり。

5　添付書類

⑴　①実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項を示す書類、②実施予定返金措置の実施に必要な資金の調達方法を証する書類及び③その他実施予定返金措置計画の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付する。日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

⑵　当該書類を添付するに当たっては、表２に、当該書類の内容を記載する。

その際、添付する書類が、⑴①から③までのいずれに関する書類であるのかを「備考」に記載する。

⑶　別紙（認定申請前の返金措置がある場合）の添付資料については６⑵のとおり。

6　別紙（認定申請前の返金措置がある場合）

⑴　認定申請前の返金措置に関する事項

別紙の表１に、認定申請前の返金措置に関する事項を記載する。

その際、以下のアからコまでに留意する。

ア　認定申請前の返金措置に関する事項を当該認定申請前の返金措置の対象となった者ごとに記載する。

イ　「氏名・名称」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。

ウ　「取引日」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請者に係る法第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について令第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、当該認定申請前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。

エ　「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。

オ　「購入額」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第４条で定める方法により算定した購入額（申請者に係る法第８条第１項に規定する売上額の算定の方法について令第２条第１項の規定を適用する場合にあっては、令第５条で定める方法により算定した購入額）を記載する。

カ　「最低額」には、当該購入額に100分の３を乗じて得た額（小数点以下切上げ）を記載する。

キ　「交付日」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。

ク　「交付金額」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。

ケ　「計算方法」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。

コ　「交付方法」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。

⑵　添付資料

認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料を本申請書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

当該認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料を添付するに当たっては、別紙の表２に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア　「番号」には、別紙の表１記載の認定申請前の返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該認定申請前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて別紙の表１記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する（例えば、資料Ａ及び資料Ｂを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料Ａ及び資料Ｂを１つの行に記載する。）。

イ　「添付資料の標目」には、別紙の表１記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該認定申請前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに１つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて別紙の表１記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、１つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する（例えば、資料Ａ及び資料Ｂを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料Ａ及び資料Ｂを１つの行に記載する。）。

ウ　「証する事実」には、別紙の表１記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

（その他一般的な注意事項）

1　代理人により本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。

2　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。

3　本申請書には頁番号を記載する。

4　実施予定返金措置計画は、法第15条第１項の規定による通知に記載された弁明書の提出期限までに消費者庁長官に提出する。

5　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。